

# 島根県 L P ガス価格高騰緊急対策事業（第 5 回）

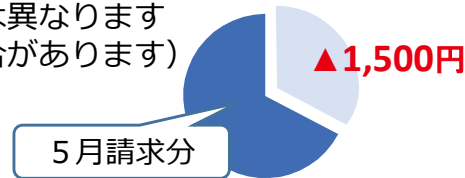
## ● L P ガス消費者への支援

高騰した L P ガス使用料金の一部を支援し、経済的負担を軽減します。

### ① 全ての消費者を対象とした利用料金の値引 (手続きは不要です)

対象：ガスメーターで使用量が管理されている全ての消費者

- ・ L P ガス販売事業者が料金から**最大1,500円を値引き**します  
(島根県補助金を原資として値引きされます)
- ・ 販売店により値引きの方法は異なります  
(分割して値引きされる場合があります)



- ・ 令和 8 年 5 月請求から値引きします  
(販売店によっては 6 月請求から値引きする場合があります)
- ・ **消費者の手続きは不要**です

※令和 8 年 5 月分検針<sup>※</sup>の料金が請求される時点で、島根県内のご家庭、店舗、事業所などでガスメーターを通じて L P ガスをご利用中のお客様が対象となります

※ 販売店の検針日によって 5 月分の使用期間は異なります  
5 月分検針がない販売店によっては、6 月分検針となる場合があります  
そのため 5 月中に使用実績があっても対象とならない場合があります

※ L P ガスの使用料金が、所定の値引き額に達しない場合は、使用料金の範囲内の金額を値引きするため、値引き額の合計が 1,500 円にならないことがあります

#### 【詳細】

ホームページ：  
<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/nebiki-jigyou/>



### ② L P ガスの使用量に応じた給付金の支給 (申請が必要です)

ア 対象：ガスメーターで使用量が管理されている消費者  
(対象期間の合計使用量が 75m<sup>3</sup> を超える消費者)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた**給付金を支給**します
- ・ 対象期間：令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月
- ・ 給付金額：20円/m<sup>3</sup>×(対象期間の合計使用量 - 75m<sup>3</sup>)  
※上限 180 万円/件  
※75m<sup>3</sup>以下については、①の値引き支援が行われています

イ 対象：ガスボンベやタンク等で L P ガスを購入している消費者 (工業・農業用、露店等)

- ・ **申請により**月毎の使用量に応じた**給付金を支給**します
- ・ 対象期間：令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月
- ・ 給付金額：20円/m<sup>3</sup>×使用量  
※25m<sup>3</sup>以下の月は、500円/月  
※上限 60 万円/月

**申請受付期間：5月1日(金)～6月30日(火)**

※ このほかにもいくつか要件があります。詳細や不明な点は事務センターホームページでご確認ください

#### 【問い合わせ・申請先】

L P ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター  
ホームページ：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>

